

# 資料 1-(2)

## 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金の概要

名 称	新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金 (通称：新潟市アグリ特区保証制度資金)
目 的	商工業とともに <u>新潟市内において農業を営む</u> 中小企業者等の事業活動に必要な資金の調達を円滑にし、もって市内農商工業の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする
対 象 者	商工業とともに <u>新潟市内において農業を営む</u> 中小企業者、農事組合法人、個人 ※農業生産法人を含む
使 途	商工業とともに営む農業の実施に必要な運転資金および設備資金 (商工業の実施に必要な運転資金及び設備資金と混在する資金を含む)
限 度 額	3億5,000万円以内 (割合保証 80% (保証上限額 2億8,000万円))
利 率	5年以内 年 1.60% 5年超 年 1.80%
期 間	運転資金：10年以内 (うち 据置期間 2年以内) 設備資金：15年以内 (うち 据置期間 2年以内)
返 済 方 法	一括返済 (期間2年以内) 又は分割返済
信 用 保 証	新潟県信用保証協会の信用保証付きとする
保 証 料	借入金額に対し0.8パーセント
担 保	取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる
保 証 人	原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないものとする
保 証 料 補 助	借入額 1,000万円以内 : 100%補給 借入額 1,000万円超え 5,000万円以内 : 50%補給
預 託 割 合	市1.0 : 金融機関1.6 (残高に応じて預託)

※上記制度の実施については、平成26年12月の新潟市議会にて補正予算の議決がなされることが条件となります。